奈良市特定空家等除却費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等(以下「特定空家等」という。)の除却を促進することにより、市民の安全・安心と居住環境の向上を図るため、特定空家等の除却工事に要する費用について、予算の範囲内で特定空家等除却費用補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれにも該当する事業とする。
  - (1) 市内に存し、奈良市空家等対策の推進に関する規則(平成28年奈良市規則第37号)第4条の規定により特定空家等と判断された建築物(以下「対象物件」という。)を除却する事業であること。
  - (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく奈良県知事による登録を受けた事業者(以下「解体事業者等」という。)により行われる事業であること。

(補助対象者)

- **第3条** 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、対象物件の所有者又は管理者(法人である場合を除く。)であって、次のいずれの要件も満たすものとする。
  - (1) 対象物件を除却することに正当な権原を持つ者であること。
  - (2) 対象物件が法第22条第3項の措置を命じられていないこと。
  - (3) 補助対象事業について、この要綱による補助金及び国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
  - (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が対象 物件を除却する工事に要した経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があ

るときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、 次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に提出しなければならない。
  - (1) 補助対象事業に係る工事の見積書(除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるものに限る。)の写し
  - (2) 付近見取図
  - (3) 配置図
  - (4) 現況写真
  - (5) 土地及び建物の登記事項全部証明書(申請日から3箇月以内に発行されたものに限る。)
  - (6) 特定空家等除却費用補助金交付申請に関する同意書(別記様式)
  - (7) 第2条第2号に該当することを証する書類
  - (8) 第3条第1号に該当することを証する書類
  - (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

- 第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助対象事業に係る工事の請負契約書(規則第7条の規定による補助金等交付決定後で、 当該工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。)の写し
  - (2) 補助対象事業に係る工事費の請求書及び領収書の写し
  - (3) 補助対象事業の完了後の状態が確認できる写真
  - (4) 補助対象事業に伴い生じた廃棄物が適正に処分されたことが確認できる書類
  - (5) その他市長が必要とする書類
- 2 前項に規定する補助事業等実績報告書の提出は、規則第14条に規定する期日又は補助金等の交付の決定の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

**附** 則(平成30年5月10日告示第301号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日告示第126号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附** 則 (令和 3 年 3 月 30 日告示第164号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月8日告示第114号)

この告示は、令和6年3月8日から施行する。

## 別記様式 (第6条関係)

## 特定空家等除却費用補助金交付申請に関する同意書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所

ふりがな 氏 名

生年月日

奈良市特定空家等除却費用補助金の交付申請に当たり、市税の納付状況等について、申請の 審査のために必要な限度において調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、暴力団員等であるか否かの確認のため、奈良県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。